

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 8 月 22 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 市役所本庁舎 4 階
札幌市選挙管理委員会事務局選挙課管理係
電話番号 011-211-3247
ファックス番号 011-211-3956
メールアドレス senkyo-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

投票所案内はがきバーコード読み取り業務

(2) 役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 10 月 7 日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法

一枚あたりの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係または人的関係があるものが同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1

項または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (7) プライバシーマーク及び ISMS 認証を取得していること。
- (8) 当該業務の作業を行う場所に、来場者の受付や来場者の持ち物等の制約、セキュリティカードによる扉の開錠、各所防犯カメラの設置等のセキュリティ対策を備えていること。
- (9) 当該業務の作業責任者及び作業従事者の名簿の提出が可能であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ
- (2) 入札説明書について
札幌市選挙管理委員会ホームページにて公開する。また、希望する者には上記 1 の場所にて交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
令和 4 年 8 月 30 日（火）13 時 30 分
札幌市選挙管理委員会事務室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- (4) 開札
入札終了後直ちに上記(3)の場所で行う。
- (5) 入札書の提出方法
上記(3)の指定日時場所において、本市所定の入札書により直接入札箱へ投函すること。
(送付及び電送による提出は認めない。)

5 入札参加条件

- (1) この競争入札に参加を希望するものは、入札説明書に示す書類（上記 3(5)、(7)及び(8)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類）を、下記の受領期限までに提出すること。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出場所
上記 1 に同じ。
- (3) 資格書類受領期限
令和 4 年 8 月 26 日（金）12 時 15 分（送付の場合は必着のこと。)

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法等

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。